業務委託検査実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、福島県土木部が所管する測量・調査委託及び設計業務委託(以下「業務委託」という。)についての給付の完了を確認するため必要な検査、並びに適正かつ能率的な施行を確保するために行う検査の実施について、必要な事項を定め、的確な検査を行うことを目的とする。

(検査の種類)

- 第2条 検査の種類は、各号のとおりとする。
 - (1) 完成検査 業務委託の完成を確認するための検査
 - (2) 一部完成検査

業務委託の一部が完成し、かつ、当該完成部分が可分のものである場合において、当該部分の完成を確認するための検査

(検査員)

第3条 検査員の指定は、公所長等が出納局長に業務委託の検査を依頼し、出納局長が 検査員及び検査月日を指定した場合には、原則として別表1の検査員一覧に定 めるところによらなければならない。

ただし、これによりがたい場合は、公所長等が別に命じることができる。

<i>J</i> 111X 1	恢且只 見			
区 分	本 庁 各 課 (室)		公所及准公所	
	業務委託料	検 査 員	業務委託料	検 査 員
土木	5,000 千円以上	主幹		専門検査員
		又は副課長	全 部	又は予め公所長等
	5,000 七田七洪	予め課 (室) 長が		が指名する者
	5,000 千円未満	が指定する者		
建築・	5,000 千円以上	主幹		
設備		又は副課長	全 部	予め公所長等
	5,000 壬田七港	予め課 (室) 長が		が指定する者
	5,000 千円未満	が指定する者		

別表1 検査員一覧

(検査の範囲)

第4条 この要綱は、福島県土木部が所管する業務委託の検査に適用する。

(検査の時期)

第5条 完成検査又は一部完成検査は、受託者から完成もしくは一部完成の通知を受け た日から10日以内に行わなければならない。

(検査の種類)

第6条 検査員が検査を行うにあたって必要な技術的基準は、「業務委託検査基準」に よるものとする。

(検査事項)

- 第7条 検査員が行う検査事項は、下記によるものとする。
 - (1)委託条件
 - (2) 指示事項の処置
 - (3) 成果品目
 - (4)技術審査等の確認
 - (5) 社内審査
 - (6) その他の指示事項

(技術審査)

第8条 監督執行者側は、着手届受理後、基本業務に着手し、細部条件等の照査段階に おける中間技術審査を行うものとする。

また、完成届け受理前に、委託成果品について、完成前技術審査を行うものとする。

(技術審査者)

第9条 技術審査者は、原則として別表2の技術審査一覧に定めるところによらなければならない。

なお、業務委託の監督員が複数となり、複数の課に関わる場合には、関係課毎に技術審査者を選定しなければならない。

ただし、これによりがたい場合は、公所長等が別に命じることができる。

別表 2 技術審査者一覧

公	所	准公	所
業務委託料	技術審査者	業務委託料	技術審査者
5,000 千円以上	部長・次長	5,000 千円以上	所 長
2,000 千円以上	課長	5,000 千円未満	課長
5,000 千円未満		3,000 円水個	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2,000 壬田七港	予め所長が指定		
2,000 千円未満	する者		

本庁各課(室)				
業務委託料	技術審査者			
全て	予め課(室)長			
	が指定する者			

(技術審査事項)

第 10 条 技術審査者が、技術審査を行うにあたっての審査事項は、別に定めるところ によるものとする。

(技術審査の立会)

- 第 11 条 監督員は技術審査が行われるときは立ち会わなければならない。
 - 2 公所長等は、技術審査が行われるときは、原則として当該業務委託の受託者 (主任技術者等) を立ち会わせなければならない。

(検査の立会)

- 第12条 監督員は検査が行われるときは立ち会わなければならない。
 - 2 公所長等は、検査が行われるときは、原則として当該業務委託の受託者(主任技術者等)を立ち会わせなければならない。

(検査調書)

第 13 条 検査員は、検査を完了し、完成または一部完成を認めたときは、検査調書を作成し、公所長等に提出しなければならない。

(検査記録)

第 14 条 検査員は、検査を完了し、完成または一部完成を認めたときは、別表3の検査記録を作成し、公所長等に提出しなければならない。

(技術審査記録)

第 15 条 技術審査者は、技術審査完了後、別表 4 の審査記録を作成し、公所長等に提出しなければならない。

(技術審査者及び監督員の責務)

第 16 条 技術審査者及び監督員は、責務をもって、業務を遂行しなければならない。

付 則

この要綱は、平成2年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年3月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月14日から施行する。